

東京大学（柏）総合研究棟（環境学研究系）施設整備事業
事業契約書（案）訂正表

平成15年 4月24日

| 頁 | 条項 | 訂正前 | 訂正後 |
|----|----------|--|--|
| 4 | 第1条7号 | 「事業期間」とは、本契約書の締結日から本契約の終了する日（維持管理期間の満了日である平成30年3月31日又は中途解除の日）までをいう。 | 「事業期間」とは、本契約の締結日から本契約の終了する日（維持管理期間の満了日である平成30年3月31日又は中途解除の日）までをいう。 |
| 10 | 第18条5項 | （新設） | 5 前項に基づく地質調査等又は本件施設の建設等に伴い、通常予期し得ない地中障害物又は文化財等が出土した場合、事業者及び大学は本件事業の内容変更について協議するものとする。 |
| 13 | 第28条3項 | （新設） | 3 第1項又は第2項に基づいて工期の変更が行われた場合、当該工期の変更が大学の責めに帰すべき事由によるときは、大学は合理的な増加費用を負担するものとし、当該工期の変更が事業者の責めに帰すべき事由によるときはサービス購入費の変更は行わないものとする。 |
| 13 | 第30条2項 | 大学は、前項に従い工事の施工を一時中止させた場合、必要があると認めるときは工期を変更することができる。また、大学は当該工事の一時中止が事業者の責めに帰すべき場合を除き、事業者が工事の再開に備え工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用、その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、又は事業者が損害を及ぼした場合は、その必要な合理的費用を負担し、又は損害を賠償しなければならない。 | 大学は、前項に従い工事の施工を一時中止させた場合、必要があると認めるときは工期を変更することができる。また、大学は当該工事の一時中止が事業者の責めに帰すべき場合及び不可抗力の場合を除き、事業者が工事の再開に備え工事現場を維持し、又は労働者、建設機械器具等を保持するための費用、その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき、又は事業者が損害を及ぼした場合は、その必要な合理的費用を負担し、又は損害を賠償しなければならない。当該工事の一時中止が不可抗力による場合、かかる増加費用又は損害は、別紙8（不可抗力による追加費用の負担割合）に規定する負担割合に従い、大学及び事業者が負担するものとする。 |
| 13 | 第31条2項 | 第1項の場合において、当該損害のうち事業者の責めに帰すべき事由により生じたもの以外については、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼした場合を含め、事業者がその損害を賠償しなければならない。 | 事業者が本件施設の建設及び整備工事の施工により第三者に損害を及ぼした場合において、当該損害のうち事業者の責めに帰すべき事由により生じたもの及び工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により生じた損害については、事業者がその損害を賠償しなければならない。 |
| 18 | 第47条5項 | （新設） | 5 本契約が第51条に定める契約期間前に終了した場合であって、サービス購入費の支払対象期間が6か月に満たない場合、大学が事業者に対して支払うべき当該期間の維持管理費相当は、日割りで計算して支払うものとする。 |
| 19 | 第52条1項3号 | 事業者が、自己の負担する金「3億5000万」円以上の債務の履行を「30」日間以上に渡り遅延したとき。 | 事業者が、自己の負担する金3億5000万円以上の債務の履行を30日間以上に渡り遅延したとき。 |
| 20 | 第56条2項 | 出来高部分が存在し、大学が当該出来高部分を解除の後に利用する場合には、事業者の費用負担により当該出来高部分を検査し、大学は、……（略） | 第1項の場合で、出来高部分が存在し、大学が当該出来高部分を解除の後に利用する場合には、事業者の費用負担により当該出来高部分を検査し、大学は、……（略） |